

令和8年度 秋田県公立学校教諭等採用候補者 選考試験実施要項

受付期間 令和7年4月11日（金）～5月9日（金）

締切 電子申請：5月9日（金）17:00

第一次選考試験 令和7年7月12日（土）

第二次選考試験 令和7年8月30日（土）～9月1日（月）

秋田県教育委員会

感染症等の感染状況や、自然災害の発生等によっては、試験日程や内容等が変更となる可能性がありますので、秋田県公式Webサイト「美の国あきたネット」を随時確認するようにしてください。

目次

I 令和8年度選考規準等について	1
1 採用の方法及び選考の根本規準	
2 試験内容・評価方法等	
II 志願種別、教科（科目）採用予定人員及び受験資格	2
1 一般選考	
2 障害者特別選考	
3 教職大学院特別選考	
4 大学推薦特別選考	
5 言語聴覚士有資格者特別選考	
6 社会人等特別選考（教員免許状の所有を前提としない選考）	
7 大学3年生チャレンジ選考	
共通確認事項	
III 受験手続	6
1 受付期間	
2 申込手続	
3 必要書類等	
4 受験の優遇措置について	
5 注意事項	
電子申請から受験までの流れ	
IV 第一次選考試験	10
1 試験場及び教科（科目）試験・専門試験の内容	
2 試験日程	
3 携行品	
4 第一次選考試験の結果について	
V 第二次選考試験	12
1 試験場・日程及び試験の内容	
2 実技試験（内容と携行品）	
3 第二次選考試験の結果について	
試験場案内・試験当日の連絡先・問合せ先（提出先）	14

I 令和8年度選考規準等について

1 採用の方法及び選考の根本規準

教育公務員特例法第11条の規定に従い、教員の採用は「選考」（各種選考資料を総合的に判断するものであり、競争試験とは異なる）によって行われます。

選考の根本規準は、次の「秋田県が求める教師像」です。

- (1) 教育者としての強い使命感と高い倫理観を身に付けている（使命感・倫理観）
 - (2) 協調性と豊かなコミュニケーション能力を有している（人間関係形成力）
 - (3) 教育的愛情にあふれ、児童生徒の心身の状況を踏まえ、受容的・共感的に理解ができる（教育的愛情と共感的理解）
 - (4) 個性豊かでたくましく、常に学び続ける探究力を有している（豊かな人間性と探究力）
 - (5) 教科等に関する深い専門的知識と広く豊かな教養を身に付けている（教科等指導の専門的知識）
- そしてこれらを基盤とした実践的指導力を有する人

2 試験内容・評価方法等

(1) 第一次選考で実施する試験の配点・出題内容等

試験内容	配点・出題内容等
教職教養	100点満点。マークシート方式にて実施します。教職教養試験は、教育原理、教育心理、教育法規等の教職に関する基本的知識及び秋田県の教育施策等について出題します。秋田県の教育施策等については、「令和7年度学校教育の指針」及び「令和7年度の重点」を参照してください。いずれも、秋田県公式Webサイト「美の国あきたネット」からダウンロードできます。
教科（科目）・専門	200点満点。ただし、高等学校実習助手、特別支援学校理療科実習助手は100点満点。記述式にて実施します。出題内容は10ページの「 1 試験場及び教科（科目）試験・専門試験の内容 」を参照してください。

(2) 第二次選考で実施する試験と評価の観点等

試験内容	評価の観点等	
論文	教育に対して使命感と問題意識をもちながら幅広く考察することができ、自己の主張を論理的に表現できるかどうかを、主に、①内容、②文章構成、③文章表現力の3つの大きな観点から評価します。	
面接	専門面接	教育的愛情にあふれ、児童生徒の心身の状況を踏まえ、受容的・共感的な理解ができるか、また、教科等に関する深い専門的知識と広く豊かな教養を身に付けているかどうかを、主に、①生徒指導力、②教科や専門分野に関する指導力、③教育者としての資質の3つの大きな観点から評価します。
接	模擬授業	個性豊かでたくましく、常に学び続ける探究力を有しているか、また、教科等に関する深い専門的知識と広く豊かな教養を身に付けているかどうかを、主に、①授業の構成力、②専門的知識、③創意工夫や引きつける力の3つの大きな観点から評価します。なお、養護教諭については、①専門的知識、②対応力の2つの観点から評価します。
実技	志願する校種・教科における専門分野に求められる技能の達成度を評価します。	

※各選考においては試験の評価及びその他の提出書類等を総合的に判断し、本県が求める教師像にふさわしい方を合格者とします。第二次選考合格者を採用候補者名簿に登載します。

II 志願種別、教科（科目）採用予定人員及び受験資格

1 一般選考

小学校教諭等、中学校教諭等、高等学校教諭等、特別支援学校教諭等及び養護教諭において、第一次選考試験免除、講師優遇Ⅰ・Ⅱ、他県教諭等優遇、教職経験者優遇、加点による優遇を実施します。

詳細については、7ページ4 受験の優遇措置についてを参照してください。

志願種別	教科（科目） 採用予定人員	受験資格	
		所有すべき免許状 令和8年3月31日までの 取得見込みを含む	受験年齢
小学校教諭等	80名程度（他県教諭等枠〔10名程度〕、中学校英語の免許状所有者枠〔5名程度〕を含む。） ※上記2つの枠を重複して併願することはできません。	小学校教諭 普通免許状	
中学校教諭等	国語〔10名程度〕、社会〔13名程度〕、 数学〔12名程度〕、理科〔8名程度〕、 音楽〔4名程度〕、美術〔4名程度〕、 保健体育〔12名程度〕、英語〔8名程度〕、 技術〔若干名〕、家庭〔若干名〕 合わせて75名程度	受験教科の 中学校教諭 普通免許状	
高等学校教諭等	国語〔3名程度〕、地理歴史〔3名程度〕、 数学〔若干名〕、理科〔3名程度〕、 保健体育〔3名程度〕、芸術（音楽）〔若干名〕、 英語〔3名程度〕、家庭〔若干名〕、農業〔若干名〕、 工業〔4名程度〕、商業〔若干名〕、水産〔若干名〕、 福祉〔若干名〕、情報〔若干名〕 合わせて30名程度	受験教科の 高等学校教諭 普通免許状 (注1)	昭和41年4月2日以降に生まれた者
特別支援学校教諭等	小学部、中・高等部（国語、社会、数学、理科、 音楽、美術、保健体育、英語、技術、家庭）、 高等部（情報、農業、工業、商業、福祉） 合わせて25名程度	受験する学部に相当する校種及び受験教科の教諭普通免許状に加え、特別支援学校教諭普通免許状（視覚・聴覚・知的・肢体不自由・病弱のいずれかの領域） (注2)	
養護教諭（注3）	8名程度	養護教諭 普通免許状(注4)	
高等学校実習助手	農業〔若干名〕、工業〔若干名〕	特になし	昭和41年4月2日から平成19年4月1日までに生まれた者
特別支援学校理療科実習助手	若干名	あん摩マッサージ 指圧師免許状及び はり師又はきゅう 師免許状	

【中学校教諭等志願者の小学校教諭等との併願について】

中学校教諭等を第1希望とする者で、小学校教諭等を第2希望として併願する者を対象とし、10名程度を小学校教諭等の採用者として選考します。なお、小学校教諭等を併願する者は、小学校と中学校双方の普通免許状を所有する者（取得見込みの者を含む）とします。また、小学校教諭等の他県教諭等枠及び中学校英語の免許状所有者枠との併願はできません。

- (注1) 水産については、水産又は商船いずれかの免許状を所有すること。ただし、商船免許状のみを所有している合格者は、採用後に水産免許状を取得することが望ましい。
- (注2) 特別支援学校教諭普通免許状取得に必要な全ての単位を修得（受験年度末まで修得見込みを含む）している者も含みます。
- (注3) 採用は小学校、中学校、高等学校、特別支援学校のいずれの場合もあります。
- (注4) 令和8年2月実施予定の保健師国家試験に合格し、同年4月上旬に養護教諭の二種免許状を取得見込みの者を含みます。ただし、その場合は受付期間内に義務教育課に必ず電話で連絡してください。

2 障害者特別選考

志願種別	教科（科目） 採用予定人員	受験資格
小学校教諭等 中学校教諭等 高等学校教諭等 特別支援学校教諭等 養護教諭 高等学校実習助手 特別支援学校 理療科実習助手	教科（科目）は、 1 一般選考 と同様。 採用予定人員は若干名（一般選考の採用予定人員に含む）	<input type="radio"/> 1 一般選考 に示した受験資格を有する者。 <input type="radio"/> 以下のア～ウのいずれかを所有する者。 ア 身体障害者手帳（1級から6級）又は都道府県知事の定める医師（以下「指定医」という。）若しくは産業医による障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる身体障害を有する旨の診断書・意見書（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫又は肝臓の機能の障害については、指定医によるものに限る。） イ 都道府県知事若しくは政令指定都市市長が交付する療育手帳又は児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医若しくは障害者職業センターによる知的障害者であることの判定書 ウ 精神障害者保健福祉手帳 (注) 出願時点で期限が有効であるものに限る。

※留意事項

選考試験は原則として一般選考の受験者と同様に実施します。申し出により、志願者のこれまでの学校や職場等での配慮等を勘案し、障害の種類や程度に応じて受験方法や施設面等での合理的な配慮を行うとともに、必要に応じて実技等の一部若しくは全部を免除又はその内容を変更します。出願時に本人作成の申出書（様式自由）を添付してください。

3 教職大学院特別選考 第一次選考試験において、「教職教養」が免除となります。

志願種別	教科（科目） 採用予定人員	受験資格
小学校教諭等 中学校教諭等 高等学校教諭等 特別支援学校教諭等	教科（科目）は、 1 一般選考 と同様。 (一般選考の採用予定人員に含む)	<input type="radio"/> 1 一般選考 に示した受験資格を有する者。 <input type="radio"/> 教職大学院を令和5年4月1日以降に修了した者又は令和8年3月31日までに修了見込みの者。

4 大学推薦特別選考 第一次選考試験の全てが免除となります。

志願種別	採用予定人員	受験資格
小学校教諭等 養護教諭	一般選考の採用予定人員に含む	<ul style="list-style-type: none"> ○推薦を依頼する大学等 秋田県教育委員会が指定する大学等（以下「指定大学等」という）。 ○受験資格 令和8年度選考試験の受験資格を満たし、かつ以下の（1）（2）の要件を満たす者のうち、指定大学等が推薦する者。 （1）秋田県の小学校教諭・養護教諭となることを第1希望とし、「秋田県が求める教師像」にふさわしい資質と能力を有する者。 （2）学業成績が優秀で、大学内外の諸活動の実績が顕著である者。 ○その他必要事項等 指定大学等に送付する大学推薦特別選考実施要項による。

5 言語聴覚士有資格者特別選考 第一次選考試験の全てが免除となります。

志願種別	採用予定人員	受験資格	受験年齢
特別支援学校教諭等	若干名	受験する学部（小学部、中・高等部）に相当する受験教科の教諭普通免許状（見込みを含む）に加え、言語聴覚士の資格を有する者。	昭和41年4月2日以降に生まれた者

※特別支援学校教諭普通免許状を所有していない場合は、採用後に取得する必要があります。

6 社会人等特別選考（教員免許状の所有を前提としない選考）

第一次選考試験は書類審査により行います。

志願種別	教科（科目） 採用予定人員	受験資格	受験年齢
小・中学校教諭等	外国語活動・ 外国語（英語） [若干名]	次の①を満たすとともに、②、③のいずれかの条件を満たす者。 ①大学（短期大学を除く）又は大学院を卒業（修了）し、学士以上の学位を取得している者。 ②＊CEFR B2相当以上の英語力を有する者（＊英検準1級以上、ケンブリッジ英語検定160以上、GTEC 1180以上、IELTS 5.5以上、TEAP 309以上、TEAP CBT 600以上、TOEFLiBT72以上等）。 ③海外大学又は青年海外協力隊若しくは在外教育施設等で、2年以上の英語を使用した海外留学や勤務経験のある者。	昭和41年4月2日以降に生まれた者
高等学校教諭等	保健体育 [若干名]	大学（短期大学を除く）又は大学院を卒業（修了）した者で、国民スポーツ大会における正式競技及び全国高等学校総合体育大会等の実施競技、種目において、次の①、②のいずれかに該当する者。 ①高等学校卒業後、国際レベルの大会（オリンピック、世界選手権等）に日本代表として出場した者。 ②大学以上の全国レベルの大会で優秀な成績（団体又は個人ベスト4以上、ただし団体種目は正選手として出場した者に限る）を収めた者。	昭和41年4月2日以降に生まれた者

高等学校教諭等	工業 [若干名]	博士の学位を有する者又は大学を卒業し、同一の民間企業又は官公庁等において継続して5年以上の勤務経験を有する者。工業に関する高度な専門的知識や技能を有し、教員の職務を行うのに必要な熱意と識見を有する者。	昭和41年4月2日以降に生まれた者
	地理歴史 (日本史) [若干名]	<p>次の①～④の全てを満たす者。</p> <p>①大学又は大学院において考古学又は歴史学の専門課程を卒業（修了）した者、あるいは、令和8年3月31日までに上記課程を卒業（修了）見込みの者。</p> <p>②遺跡の発掘調査に従事した経験がある者。</p> <p>③発掘調査の整理作業を行ったことがある者。</p> <p>④教育機関における発掘調査、調査研究、教育普及等の職務や、学校における教員の職務を行うのに必要な熱意と識見を有する者。</p> <p>※勤務場所は秋田県埋蔵文化財センターをはじめとした県教育機関のほか県立高等学校となります。</p>	

※小・中学校教諭等において、小学校教諭免許状又は中学校英語の免許状のいずれの免許状も所有していない場合は、合格後に特別免許状の申請をし、取得する必要があります。

※高等学校教諭等において、高等学校教諭普通免許状を所有していない場合は、合格後に特別免許状の申請をし、取得する必要があります。

7 大学3年生チャレンジ選考

志願種別	受験資格	受験年齢
小学校教諭等	次の①、②の全てを満たす者。	
中学校教諭等	①現在大学3年生等で、令和9年3月31日までに卒業見込みの者。 ただし、科目履修生、短期大学生は除く。	昭和42年4月2日以降に生まれた者
高等学校教諭等	②受験する志願種別・教科（科目）に必要な普通免許状の所有者又は令和9年3月31日までに取得見込みの者。	
特別支援学校教諭等 養護教諭		

※本選考では、中学校教諭等志願者の小学校教諭等との併願申込は不要です（本選考の合否にかかわらず、併願の申込みは次年度の出願時となります）。

※本選考による志願者は、加点による優遇措置の対象外となります。

※一定の基準に達した者は「選考通過者」とし、令和9年度選考試験において、同一校種・教科（科目）を受験する場合、第一次選考試験の全てが免除（以下、一次免除）となります。ただし、令和9年度選考試験において、当該校種・教科（科目）の募集がない場合、一次免除は無効となります。その場合は、一次免除の権利を翌年度に持ち越すことはできません。

共通確認事項

- 1 日本国籍を有しない教諭等の合格者は、任用の期限を付さない常勤講師に任用します。
- 2 学校教育法第9条（欠格事由）、地方公務員法第16条（欠格条項）に該当する者は、受験できません。
- 3 令和8年3月31日までに免許状を取得できない場合は、採用候補者名簿への登載を取り消す場合があります。

III 受験手続

1 受付期間

選考区分	申請方法	受付期間
一般選考 障害者特別選考 教職大学院特別選考 大学推薦特別選考 言語聴覚士有資格者特別選考 社会人等特別選考 大学3年生チャレンジ選考	電子申請 郵送 (3 必要書類等 ③により作成した 書類及び各種証明 書・申請書)	令和7年4月11日(金) ～ <u>5月9日(金) 17:00締切</u> 令和7年4月11日(金) ～ <u>5月9日(金) 消印有効</u>

2 申込手続

志願者は、電子申請により申し込んでください。電子申請は、下に示すURL又は二次元コードにより行い、電子申請時に個人写真データを添付してください。なお、使用されるパソコン等や通信回線の障害等によるトラブルについては、一切責任を負いませんので、時間に余裕をもって申込みをするとともに、申込みが受付されたことを申込完了通知メールにより必ず確認してください。

※個人写真データは、脱帽・正面・上半身・無背景、6か月以内に撮影したものとします。画像ファイル形式はJPEG、PNG又はGIFとし、縦横比おおむね4：3とします。ファイル名を「氏名+生年月日（西暦）+個人写真」としてください（例：2003年4月2日生まれの場合「秋田太郎20030402個人写真」）。

※特別な事情により電子申請ができない志願者は、14ページの問合せ先（提出先）に電話で連絡してください。

※氏名に、電子入力できない字体がある場合は、電子申請にその旨を入力し、正しい字体を手書きしたものを作成撮影し、そのデータファイルを添付してください。画像ファイル形式はJPEG、PNG又はGIFとし、ファイル名を「氏名+生年月日（西暦）+氏名字体」としてください（例：2003年4月2日生まれの場合「秋田太郎20030402氏名字体」）。

志願種別	U R L	二次元コード
小学校教諭等 中学校教諭等 小・中学校教諭等 養護教諭	https://ttzk.graffer.jp/pref-akita/smart-apply/apply-procedure/4568962513371023456	
高等学校教諭等 高等学校実習助手	https://ttzk.graffer.jp/pref-akita/smart-apply/apply-procedure/4498802877458827402	
特別支援学校教諭等 特別支援学校理療科実習助手	https://ttzk.graffer.jp/pref-akita/smart-apply/apply-procedure/4757715769450447052	

3 必要書類等

①	受験票の交付	6月中旬までに電子申請時に登録したメールアドレスに交付物発行のお知らせが送信されるので、電子申請サービスにアクセスし、受験票をダウンロードの上、各自印刷し、第一次選考試験当日に持参すること。
②	結果通知用封筒	第一次選考試験用宛名様式（秋田県公式Webサイト「美の国あきたネット」からダウンロード）に、必要事項（結果通知送付先の郵便番号、住所、氏名、選考区分、志願種別、志願教科（科目）、受験番号）を記入の上、320円分の切手とともに長形3号封筒（120mm×235mm）に貼り付けること。封筒は第一次選考試験当日に持参し、監督者の指示に従って提出すること。
③		<ul style="list-style-type: none"> ・障害者特別選考による志願者は、3ページの2 障害者特別選考の受験資格に掲げるア～ウのうち該当するものの写しを郵送すること。また、受験方法や施設面等での配慮、実技等の免除等を必要とする場合は、本人作成の申出書（様式自由）を添付すること。 ・教職大学院特別選考による志願者は、教職大学院の修了（見込）証明書又は修了証書の写しを郵送すること。 ・大学推薦特別選考による志願者は、大学推薦特別選考実施要項に基づき、必要書類を指定大学等に提出すること。また、指定大学等は、推薦する者全員に係る必要書類を取りまとめ郵送すること。 ・言語聴覚士有資格者特別選考による志願者は、教諭普通免許状及び言語聴覚士の資格を有することを証明できるもの（写し可）を郵送すること。教諭普通免許状取得見込みの場合は、免許状取得見込証明書を郵送すること。 ・社会人等特別選考（外国語活動・外国語（英語））による志願者は、最終学校の卒業又は修了証明書（卒業証書又は修了証書の写しでも可）、「志望の動機と抱負」（様式自由、A4判の用紙に800字以内）を郵送すること。受験資格②については、実施団体の発行する合格証明書又は成績を証明できる書類の写し（有効期限がある認定書等は出願の時点で有効であるものに限る。）を提出すること。また、受験資格③については、在学証明書又は派遣証明書、勤務実績証明書等（様式自由）を郵送すること。 ・社会人等特別選考（保健体育）による志願者は、最終学校の卒業又は修了証明書（卒業証書又は修了証書の写しでも可）、「志望の動機と抱負」（様式自由、A4判の用紙に800字以内）、及び実績を証明する書類（賞状の写し、主催団体が発行する成績証明書等）を郵送すること。 ・社会人等特別選考（工業）による志願者は、最終学校の卒業又は修了証明書（卒業証書又は修了証書の写しでも可）、職歴証明書（秋田県公式Webサイト「美の国あきたネット」からダウンロード）、「実績書」（様式自由、A4判2枚以内）、「志望の動機と抱負」（様式自由、A4判の用紙に800字以内）を郵送すること。 ・社会人等特別選考（地理歴史（日本史））による志願者は、最終学校の卒業（見込）又は修了（見込）証明書（卒業証書又は修了証書の写しでも可）、「研究業績表」（秋田県公式Webサイト「美の国あきたネット」からダウンロード）、「志望の動機と抱負」（様式自由、A4判の用紙に800字以内）を郵送すること。 ・大学3年生チャレンジ選考による志願者は、在学証明書を郵送すること。

※証明書等には、発行に時間要するものもありますので、余裕をもって手続きを進めてください。

4 受験の優遇措置について

令和8年度選考試験における第一次選考試験の受験免除・優遇措置対象者は次のとおりです。以下に示す受験手続を行ってください。受験手続を行わない場合は、優遇措置の対象とはなりません。

1 一般選考における受験の優遇措置

免除・優遇内容	対象者	受験手続における留意事項・提出書類
第一次選考試験免除 「第一次選考試験」の全てを免除	令和7年度選考試験（令和6年実施）における第二次選考試験結果通知において、「令和8年度」選考試験の「第一次選考試験」免除が認められた者。 ※令和7年度選考試験で受験した選考区分、志願種別と同一の試験を受験する場合に限る。	<ul style="list-style-type: none"> ・選考試験志願書（電子申請）の選考区分欄では、「一般選考（一次免除）」を選択すること。 ・「令和7年度秋田県公立学校教諭等採用候補者第二次選考試験結果通知」の写しと、7ページ3 必要書類等②に記載の結果通知用封筒を郵送すること。 ※第二次選考試験については、12ページV 第二次選考試験を確認すること。

講師優遇Ⅰ 「教職教養」を免除	<p>令和6年度及び令和7年度選考試験における第一次選考試験結果通知において、「令和8年度」選考試験における第一次選考試験の「総合教養」免除が認められた者。</p> <p>※免除が認められた受験年度と「同一校種」を受験する場合に免除対象とする。ただし、「同一教科（科目）」であることは要しない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 選考試験志願書（電子申請）の選考区分欄では「一般選考（講師優遇）」を選択すること。 当該年度の「秋田県公立学校教諭等採用候補者第一次選考試験結果通知」の写しを郵送すること。
講師優遇Ⅱ 「教職教養」を免除	<p>秋田県の国立学校又は公立学校において令和2年4月1日から令和7年4月10日までに36月以上の講師（臨時・非常勤）等の経験を有する者。</p> <p>※月1日以上の任用があった月は1月とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 選考試験志願書（電子申請）の選考区分欄では「一般選考（講師優遇）」を選択すること。 講師（臨時・非常勤）等勤務歴申告書（秋田県公式Webサイト「美の国あきたネット」からダウンロード）に必要事項を入力の上、印刷したもの及び記載事項を証明する書類（辞令の写し等）を郵送すること。
他県教諭等優遇 「第一次選考試験」の全てを免除	<p>現在、秋田県外で教諭又は養護教諭の身分を有し、継続して3年以上の教諭又は養護教諭経験を有する者（ただし、各休暇・休業等の期間は除く）。</p> <p>※他県等で採用された校種・教科（科目）での受験を原則とする。ただし、小中学校の校種を変えての出願は可とする（この場合は義務教育課に連絡すること）。（注）</p>	<ul style="list-style-type: none"> 選考試験志願書（電子申請）の選考区分欄では、「一般選考（小学校・他県教諭等枠）」又は「一般選考（他県教諭等優遇）※小学校以外」を選択すること。 職歴証明書（秋田県公式Webサイト「美の国あきたネット」からダウンロード）に必要事項を入力の上、印刷したものを郵送すること。
教職経験者優遇 「第一次選考試験」の全てを免除	<p>過去に公立学校で継続して3年以上の教諭又は養護教諭経験を有し（ただし、各休暇・休業等の期間は除く）、平成27年3月31日以降に退職した者</p> <p>※以前採用された校種・教科（科目）での受験を原則とする。ただし、小中学校の校種を変えての出願は可とする（この場合は義務教育課に連絡すること）。（注）</p>	<ul style="list-style-type: none"> 選考試験志願書（電子申請）の選考区分欄では、「一般選考（教職経験者優遇）」を選択すること。 職歴証明書（秋田県公式Webサイト「美の国あきたネット」からダウンロード）に必要事項を入力の上、印刷したものを郵送すること。

(注) 特別支援学校教諭等を志願する者で、他県等で特別支援学校教諭の採用がなかった者については、特別支援学校教諭普通免許状を有し、特別支援学校又は特別支援学級で3年以上の指導経験があれば出願可とする。この場合は、特別支援教育課に連絡すること。

2 加点による優遇措置

以下の（1）～（5）の加点要件を満たす場合、第一次選考試験の教科（科目）・専門試験の得点に加点を行います。なお、（1）～（4）において、取得見込証明書を提出した者は、該当の免許状を取得次第、速やかにその写しを14ページの問合せ先（提出先）に郵送してください。取得見込みの者が令和8年3月31日までに加点対象の免許状を取得できない場合は、採用候補者名簿への登載を取り消す場合があります。

※申込みの際、次の点に注意してください。

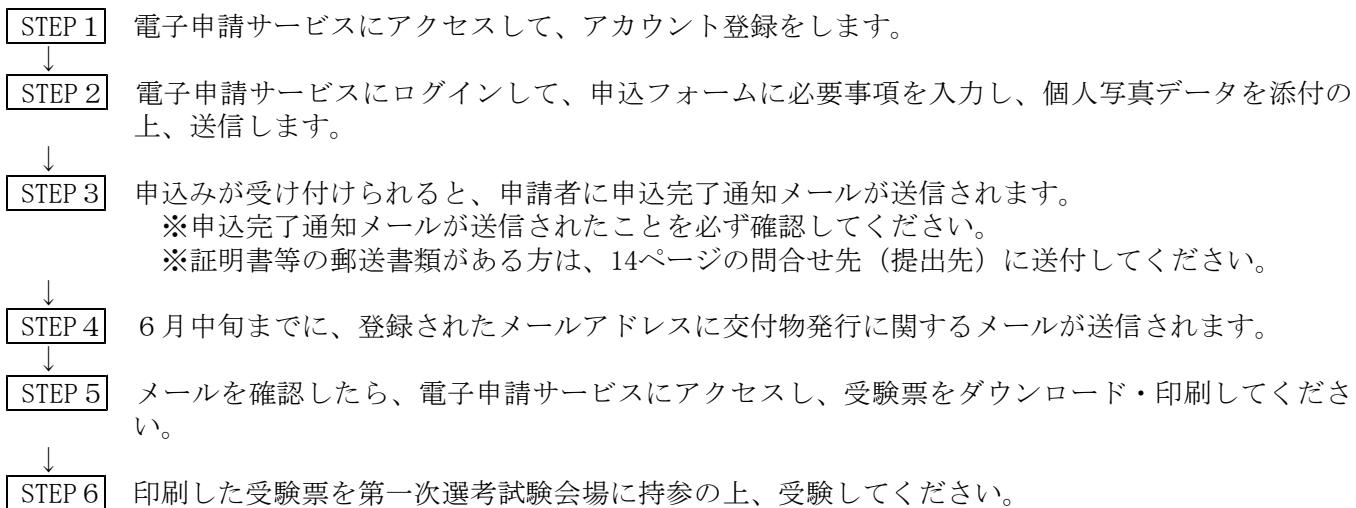
- 選考試験志願書（電子申請）では、それぞれの選考区分を選び、加点優遇欄の「申請する」を選ぶこと。
- 加点申請書（秋田県公式Webサイト「美の国あきたネット」からダウンロード）に必要事項を記入し、郵送すること。
- 大学3年生チャレンジ選考による志願者は、加点による優遇措置の対象外となる。
- 以下の提出書類で示した書類を郵送すること。
- 複数の加点要件を満たした場合であっても、加点の上限は20点とする。

	志願種別	加点内容	加点要件	提出書類	加点
(1)	小学校教諭等 中学校教諭等 高等学校教諭等	特別支援学校教諭普通免許状			
(2)	高等学校教諭等 特別支援学校教諭等 (情報以外)	高等学校教諭「情報」の普通免許状	左記免許状を取得又は取得見込みであること。	左記免許状の写し又は取得見込証明書	10
(3)	高等学校教諭等 (地理歴史)	高等学校教諭「公民」の普通免許状			
(4)	特別支援学校教諭等	小学校教諭、中学校教諭、高等学校教諭の3校種全ての普通免許状			
(5)	小学校教諭等 中学校教諭等 高等学校教諭等 特別支援学校教諭等	社会教育主事になるための資格 司書教諭の資格	左記資格を取得又は取得に係る単位を修得していること。	社会教育主事講習修了証書の写し又は資格取得に係る単位の単位修得証明書(単位修得見込証明書は不可) 司書教諭講習修了証書の写し又は資格取得に係る単位の単位修得証明書(単位修得見込証明書は不可)	5

5 注意事項

- (1) 提出書類は、一切返却しません。
- (2) 必要書類に不備がある場合は、電話等にて連絡しますので、指示に従ってください。
- (3) 郵送は、全て特定記録郵便とし、14ページの問合せ先（提出先）に郵送してください（持参不可）。
なお、封筒の表に「教諭等採用選考試験志願関係書類在中」と記入してください。
- (4) 出願後、受験を辞退する場合は、14ページの問合せ先（提出先）まで必ず電話で連絡してください。

電子申請から受験までの流れ



IV 第一次選考試験

1 試験場及び教科（科目）試験・専門試験の内容

(1) 期日 令和7年7月12日（土）

(2) 試験場及び教科（科目）試験・専門試験の内容

・秋田会場（総合教育センター、自治研修所、秋田明徳館高等学校）

・東京会場（TKP神田ビジネスセンター 東京都千代田区神田美士代町3-2神田アベビル4階）

※会場の選択は、電子申請での申込みの際に行ってください。東京会場での受験は先着順とします。

収容人員の上限（130名程度）に達した場合、それ以降に申し込まれた方は秋田会場での受験と

なります。会場が変更になった方には、5月中に登録されたメールアドレスに連絡します。

※高等学校実習助手、特別支援学校理療科実習助手の志願者は秋田会場のみの受験となります。

志願種別	試験場	教科（科目）試験・専門試験の内容
小学校教諭等	総合教育センター 自治研修所	国語、社会、算数、理科、生活、外国語活動・外国語に関する内容
中学校教諭等	秋田明徳館高等学校	志願教科に関する内容 * 小学校教諭等併願者：中学校教諭等の志願教科による内容のみとし、小学校教諭等の内容は課さない。
高等学校教諭等		志願教科に関する内容
特別支援学校教諭等		特別支援教育に関する専門的内容
養護教諭	総合教育センター	養護に関する内容
高等学校実習助手	秋田明徳館高等学校	志願教科に関する内容
特別支援学校理療科実習助手		理療に関する基礎的内容
社会人等選別選考		書類審査

・障害者特別選考、教職大学院特別選考は志願種別に応じた試験場で行います。

・追試験は実施しません。

2 試験日程

志願種別	時間	9:00	9:20	9:40	10:40	11:10	11:40	12:30
小学校教諭等					教科（科目）			
中学校教諭等						休憩		
高等学校教諭等							教職教養	
養護教諭								
特別支援学校教諭等	入室			日程説明				
高等学校実習助手				諸連絡	特別支援教育専門			
特別支援学校理療科実習助手					教科			
教職大学院特別選考						理療基礎		
							教科（科目）	
							特別支援教育専門	

※教職大学院特別選考において、小学校教諭等、中学校教諭等、高等学校教諭等、養護教諭志願者は教科（科目）試験を受験し、特別支援学校教諭等志願者は特別支援教育専門試験を受験します。

3 携行品

- (1) 筆記用具（鉛筆又はシャープペンシル、黒い芯のみとする。）
- (2) 受験票（各自印刷したもの）
- (3) 結果通知用封筒（7ページの**3 必要書類等**②に同じ）
- (4) 小学校教諭等、中学校教諭等・高等学校教諭等の「数学」「理科」の志願者は定規とコンパスを持参してください。
- (5) 高等学校教諭等及び高等学校実習助手「工業」の志願者は、電子式卓上計算器（関数機能が付いたものは可、プログラム可能なものは不可）を使用できます。
- (6) 高等学校教諭等の「商業」の志願者は、電子式卓上計算器を使用できます。

4 第一次選考試験の結果について

(1) 発表日時 令和7年8月6日（水）13:00

(2) 発表方法

秋田県庁正面玄関前にある公告板に合格者の受験番号を掲示します。掲示期間は8月12日（火）までとします。また、秋田県公式Webサイト「美の国あきたネット」にも合格者の受験番号を掲載します。なお、受験者全員に選考の結果及び筆答試験の得点を郵送にて通知します。

V 第二次選考試験

第一次選考試験合格者及び第一次選考試験免除者に対して行います。障害者特別選考、教職大学院特別選考及び大学推薦特別選考志願者の試験は、志願種別に応じて行います。

1 試験場・日程及び試験の内容

- (1) 期日 令和7年8月30日（土）～9月1日（月）
 (2) 試験場

志願種別	試験場
小学校教諭等、中学校教諭等、養護教諭	総合教育センター・自治研修所
高等学校教諭等、特別支援学校教諭等（※）、 高等学校実習助手、特別支援学校理療科実習助手	秋田明徳館高等学校

※特別支援学校教諭等の美術及び英語志願者は、8月30日（土）秋田明徳館高等学校、8月31日（日）・9月1日（月）総合教育センター・自治研修所で行います。

(3) 日程

- 8月30日（土）

志願種別	8:30	8:50	9:20	10:10	10:30以降	17:00
全志願種		入室	諸連絡	論文	休憩	面接・実技

- 8月31日（日）・9月1日（月）

志願種別	9:00	17:00
全志願種		面接・実技

(4) 第二次選考試験の内容

志願種別	論文	面接 専門面接	面接 模擬授業	実技
小学校・特別支援学校（小学部）教諭等	○	○	○	
中学校・高等学校・特別支援学校（中・高等部）教諭等（保健体育、音楽、美術、英語を除く）	○	○	○	
中学校・高等学校・特別支援学校（中・高等部）教諭等（保健体育、音楽、美術、英語）	○	○	○	○
養護教諭	○	○	○	
高等学校実習助手	○	○		
特別支援学校理療科実習助手	○	○		
社会人等特別選考（外国語活動・外国語（英語）、保健体育、工業、地理歴史（日本史））	○	○		

※面接について

専門等に関する面接、模擬授業を実施します。なお、模擬授業について学習指導案の提出は求めません。

※社会人等特別選考（外国語活動・外国語（英語））について

面接の中で英会話を実施します。

※中学校教諭等志願者の小学校教諭等併願者について

面接において小学校教諭等に関わる質問等をする場合があります。

- (5) 携行品
①受験票 ②筆記用具（鉛筆又はシャープペンシル、黒い芯のみとする。）
- (6) 提出物
①最終学校の卒業（見込）又は修了（見込）証明書（教職大学院特別選考、社会人等特別選考による志願者は不要）、大学院在学中（修士課程1年）の者は卒業大学の卒業証明書を提出すること。提出が間に合わない場合は、受験初日にその旨を申し出た上、9月5日（金）必着で14ページの問合せ先（提出先）に送付すること。
②第二次選考試験用宛名様式（秋田県公式Webサイト「美の国あきたネット」からダウンロード）に、必要事項（結果通知送付先の郵便番号、住所、氏名、選考区分、志願種別、志願教科（科目）、受験番号）を記入の上、390円分の切手とともに角形2号封筒（240mm×332mm）に貼り付けること。封筒は第二次選考試験当日に持参し、監督者の指示に従って提出すること。

2 実技試験（内容と携行品）

- (1) 中学校・高等学校・特別支援学校（中・高等部）教諭等の「保健体育」志願者
球技（バレー、ボーラー）、武道、ダンスを実施します。それぞれの運動に適する服装を携行すること。
武道においては、柔道選択者は柔道着、剣道選択者は竹刀を携行すること。
- (2) 中学校・高等学校・特別支援学校（中・高等部）教諭等の「音楽」志願者
①ピアノ伴奏しながらの独唱、②ピアノ独奏、③ピアノ以外の楽器演奏（伴奏者の同伴不可）を実施します。演奏する曲は各自が選択し、その楽譜を携行すること。また、ピアノ以外の楽器も携行すること。
- (3) 中学校・特別支援学校（中・高等部）教諭等の「美術」志願者
内容は当日指示します。クレヨン・パス類、水彩絵の具一式、粘土ベラ、定規、コンパス、カッター、のり、はさみを携行すること。
- (4) 中学校・高等学校・特別支援学校（中・高等部）教諭等の「英語」志願者
リスニング試験と英会話面接を行います。

3 第二次選考試験の結果について

- (1) 発表日時 令和7年9月30日（火）13:00
(2) 発表方法
秋田県庁正面玄関前にある公告板に合格者の受験番号を掲示します。掲示期間は10月6日（月）までとします。また、秋田県公式Webサイト「美の国あきたネット」にも合格者の受験番号を掲載します。なお、受験者全員に合否の結果、専門面接、論文、実技の5段階評価と3段階の総合評価を郵送にて通知します。
- (3) 合格した教職未経験者を対象に、研修を実施する予定です。詳細については別途連絡します。
- (4) 大学院在学中（修士課程1年在学中）の合格者に対する特別措置について
大学院在学中（修士課程1年在学中）の合格者は、希望により令和9年度まで採用を延期します。延期を望む者は、令和7年12月10日（水）までに、合格通知に同封される申請書に大学院の在学証明書を添付し、14ページの問合せ先（提出先）まで特定記録郵便で送付してください（消印有効）。
- (5) 大学院進学予定（大学4年在学中）の合格者に対する特別措置について
大学院修士課程進学予定（大学4年在学中）の合格者は、希望により令和10年度まで採用を延期します。延期を希望する者は、令和7年12月10日（水）までに、合格通知に同封される申請書に大学院の合格通知書の写しを添付し、14ページの問合せ先（提出先）まで特定記録郵便で送付してください（消印有効）。
※大学院修了までに、合格した志願種別・教科（科目）の専修免許状を取得することが望ましい。
- (6) 教職大学院特別選考受験者で、教職大学院修了見込みの者が選考試験に合格し、当該年度内に教職大学院を修了できなかった場合には、合格を取り消します。
- (7) 言語聴覚士有資格者特別選考受験者で、教諭普通免許状取得見込みの者が選考試験に合格し、令和8年3月31日まで該当免許状を取得できなかった場合には、合格を取り消します。
- (8) 第一次選考試験の免除について
令和8年度秋田県公立学校教諭等採用候補者選考試験における第二次選考試験の不合格者のうち、総合評価が優秀である者については、令和9年度秋田県公立学校教諭等採用候補者選考試験の「第一次選考試験」を免除します。ただし、令和8年度選考試験で受験した選考区分、志願種別と同一の試験を受験する場合に限ります。「免除」については第二次選考試験の結果通知の際に、併せてお知らせします。
- (9) 特別支援学校教諭等選考合格者については、赴任先の学校が対象とする特別支援教育の教育領域の免許状を有していない場合、できるだけ早い時期に取得していただきます。
- (10) 合格者に欠員が生じた場合には、追加合格者を出す場合があります。

試験場案内 ※試験場周辺の商店駐車場等における無断駐車や送迎を禁止します。

- 秋田県総合教育センター・自治研修所 潟上市天王字追分西29番地の76
(JR) 追分駅から徒歩25分
(路線バス)「追分線」で「追分西」バス停下車。
※駐車場あり。自家用車の乗り入れ可
- 秋田明徳館高等学校 秋田市中通二丁目 1 番51号
(JR) 秋田駅から徒歩10分
※自家用車の乗り入れ禁止
- T K P神田ビジネスセンター 東京都千代田区神田美土代町3-2神田アベビル4階
(JR) 山手線神田駅北口から徒歩6分
※自家用車の乗り入れ禁止

試験当日の連絡先(秋田会場・東京会場共通)

- ① 小学校教諭等志願者、中学校教諭等志願者、養護教諭志願者は、TEL 018-873-7200
- ② 高等学校教諭等志願者、高等学校実習助手志願者、特別支援学校教諭等志願者、特別支援学校理療科実習助手は、TEL 018-833-1261

問合せ先（提出先）

- ① 小学校教諭等志願者、中学校教諭等志願者、小・中学校教諭等志願者、養護教諭志願者
〒010-8580 秋田市山王3丁目1番1号 秋田県教育庁義務教育課 (TEL 018-860-5145)
- ② 高等学校教諭等志願者、高等学校実習助手志願者
〒010-8580 秋田市山王3丁目1番1号 秋田県教育庁高校教育課 (TEL 018-860-5164)
- ③ 特別支援学校教諭等志願者、特別支援学校理療科実習助手志願者
〒010-8580 秋田市山王3丁目1番1号 秋田県教育庁特別支援教育課 (TEL 018-860-5133)

講師（臨時・非常勤）等の採用について

令和8年度の講師（臨時・非常勤）等の採用については、登録制とします。登録申込は電子申請（秋田県公式Webサイト「美の国あきたネット」から選択）で受け付けます。登録に関する申込案内は8月18日（月）に掲載します。なお、待遇等に関する内容は、申込案内に記載します。

受付期間 令和7年8月19日（火）～11月21日（金）〈第一次締切〉

※その後も隨時受け付けます。